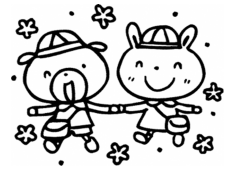




# 令和6年度 保育所・保育園の入所申込みについて



## 1 受付期間等

集中受付日	受付時間	受付場所
令和5年10月23日(月)	午前9時～午後3時	第1希望の保育所・保育園

◆上記の日程で申込みができない方は、次のとおり申込みができます。

【受付期間】令和5年10月2日(月)～10月27日(金) 午前8時30分～午後5時30分

【受付場所】子育て支援課(栄庁舎)、市民窓口課(三条庁舎)、栄・下田各サービスセンター総合窓口

- ◆申込みに必要な書類は、各保育所(園)、子育て支援課、市民窓口課、栄・下田各サービスセンター総合窓口で配布します。
- ◆募集人数、保育料等は、令和6年4月1日現在の年齢が基準となります。
- ◆現在、入所しているお子さんの申込みは必要ありません。
- ◆年度途中の入所もこの期間に申込みください。
- ◆出生前のお子さんの申込みはできません。出生後に申込みください。
- ◆認定こども園と地域型保育実施施設には、集中受付日がありません。(※施設一覧参照)

## 2 入所について

◆保育所(園)は、保護者が就労や疾病などのため家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。

『家庭で児童の保育ができない』とは … 次の①～⑥のいずれかに該当する場合

- ①保護者が、家庭外で仕事をしているため、又は求職活動を行っているため、保育ができない。
- ②保護者が、家庭内で日常の家事以外の仕事をしているため、保育ができない。
- ③母親が、妊娠中であるか、又は出産後間がないため、保育ができない。  
※妊娠又は出産の場合、出産予定月を含めて産前・産後各2か月以内の入所となります。
- ④保護者が、疾病、負傷又は精神や身体の障がいを持っているため、保育ができない。
- ⑤保護者が、家庭内の長期にわたる病人や、心身に障がいがある親族の看護をしているため、保育ができない。
- ⑥震災、風水害、火災等の災害により家屋が全壊又は破損したため、復旧の間、保育ができない。  
※保護者が上記①～⑥のいずれかに該当していても、同居の親族等が保育できる場合は、入所できません。  
※求職活動を理由とする入所の場合、保育実施期間が90日となります。入所後に就労を確認できる書類(就労証明書等)の提出がない場合は、退所していただくことがあります。  
※仕事を理由とする入所の場合、労働時間が月48時間以上であることが必要です。  
※集団生活に慣れさせるなどの目的で入所することはできません。

◆定員を超えた保育所(園)では選考を行います。※先着順ではありません。

◆次のことを考慮し、優先度の高い方から入所を決定します。

- ・保護者の就労状況等
- ・児童の環境(ひとり親世帯、きょうだいの入所状況等)

◆第1希望の保育所(園)に入れなかった場合、第2希望、第3希望の順に決定します。保護者に意向を確認するための電話等はいりません。ただし、4月入所希望で第3希

望までの保育所（園）に入れない場合、きょうだいの入所が関係する場合は、連絡をさせていただきます。

- ◆受付期間を過ぎてからの申込みは、優先度が下がります。

### 3 入所の決定について

- ◆4月入所の場合：令和6年1月中旬以降に通知書を送付します。
- ◆年度途中入所の場合：入所の約1か月前に通知書を送付します。（入れない場合は、連絡しませんので、お問い合わせください。）
- ◆入所決定後に辞退する場合は、「保育所（園）入所辞退届」を提出してください。
- ◆三条市へ転入予定の方への通知は、転入手続き後になります。転入手続きが完了したら、子育て支援課 幼児・児童係へお知らせください。

### 4 保育料等について

- ◆保育料は、保護者等の市民税額及び世帯状況により決定します。4月から8月分は令和5年度の市民税額を、9月から3月分は令和6年度の市民税額を基に決定します。
- ◆3歳児～5歳児クラスの児童の保育料は無料です。
- ◆0歳児～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。
- ◆3歳児～5歳児クラスの児童は、副食費（おかず・おやつ代）として月額4,500円（認定こども園、幼稚園は金額が異なる場合があります）を各施設で徴収します。また、年収に応じて、免除される場合があります。
- ◆三条市では、保護者が養育している子どもが3人以上いる家庭の第3子以降の児童の保育料・副食費を免除しています。申請方法等の詳細は、入所決定後に案内します。
- ◆保育料と副食費については、令和6年4月に通知する予定です。

### 5 開所時間について

- ◆開所時間 平日 午前7時～午後7時 土曜日 午前7時～午後0時30分  
※開所時間とは、保育所（園）で児童の受入れが可能な時間です。
- ◆保育時間 平日 午前8時30分～午後4時30分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分  
※上記の保育時間は「短時間」です（一部の施設は午前8時～午後4時）。勤務時間や通勤時間により「短時間」を超える時間の保育は、「標準時間」となります。「短時間」と「標準時間」では、保育料に月額で100円～700円の違いがあります。  
※私立保育園では、土曜日にも一日保育を実施しています。

### 6 入所の申込みに必要なもの

- ・マイナンバーカード（顔写真入り）又は本人であることが確認できる資料
  - ・令和6年度給付認定申請書兼保育所（園）入所申込書
  - ・家庭で保育することができないことを証明する書類（下表を参照）
  - ・児童生活調査票（健康アンケート）※1歳児以上
- ※ 用紙は受付場所で配布します。

入 所 基 準	証 明 書 類
①家庭外労働 … 家庭外で仕事等をしているため、保育ができない。	就労証明書又は申立書（自営業・農業従事、求職活動）
②家庭内労働 … 家庭内で日常の家事以外の仕事をしているため、保育ができない。	申立書（自営業・農業従事、内職）、委託契約書の写し等の添付書類（内職の場合）
③母親の出産等 … 妊娠中であるか、又は出産後間がないため、保育ができない。	申立書（出産・疾病）、母子健康手帳の写し等の添付書類

④疾病・負傷等 … 疾病、負傷又は精神や身体の障がいがあるため、保育ができない。	→ 申立書(出産・疾病)、診断書等の添付書類
⑤病人の看護等 … 家庭内の長期にわたる病人や、心身に障がいがある親族の看護に当たっているため、保育ができない。	→ 申立書(病人看護等)、診断書等の添付書類
⑥家庭の災害 … 災害により家屋が全壊又は破損したため、復旧の間、保育ができない。	→ 被災証明等

※入所児童と同居する世帯全員の方について提出が必要です。世帯分離していても必要ですが、令和6年4月1日現在で60歳以上の祖父母は必要ありません。おじ、おばも不要です。  
 ※認定こども園で教育を受けることを希望する場合、証明書類は不要です。

## 7 障がい児の保育について

- ◆おおむね3歳以上で、集団保育が可能であり、日々保育所(園)への通所が可能で、家庭で保育することができない理由に該当する児童が対象です。
- ◆安全に保育を行うため、申込みの際に、保育所(園)長と個別に面談し、施設での日々の生活における細かな支援内容や配慮する点をお知らせください。
- ◆医師等の診断書や意見書の提出をお願いする場合があります。

## 8 マイナンバー(個人番号)の記入について

マイナンバー法の施行に伴い、保育所(園)の入所及び保育料等に関する事務に利用するため、マイナンバーの記入が必要となります。

給付認定申請書兼保育所(園)入所申込書の個人番号欄に入所児童と保護者、同一世帯の祖父母のマイナンバーを必ず記入してください。同一世帯のきょうだい、おじ・おばは不要です。

また、申請時にマイナンバー等を確認しますので、申込みを行う保護者のマイナンバーと本人が確認できる次の資料を持参してください。家族全員の資料は必要ありません。書類を持参する保護者の資料のみで結構です。

○確認資料 (AとB両方の資料が必要です。)

A マイナンバー確認資料 (正しいマイナンバーであることの確認)	B 本人確認資料 (マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
以下の資料から1点  <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード(顔写真入り) ※本人確認資料を兼ねます。</li> <li>・マイナンバーが記載された住民票の写し 等</li> </ul>	以下のいずれかの資料 <b>【顔写真付身分証明書】</b> … 以下の資料から1点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証</li> <li>・パスポート</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・療育手帳</li> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書 等</li> </ul> <b>【身分証明書】</b> … 以下の資料から2点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療保険の被保険者証</li> <li>・年金手帳</li> <li>・児童扶養手当証書</li> <li>・特別児童扶養手当証書 等</li> </ul>

※保護者以外の代理人(祖父母等)が申込みを行う場合は、委任状が必要です。

【問合せ先】 三条市教育委員会 子育て支援課 幼児・児童係 (電話0256-45-1115)

令和6年度 入所児童募集対象施設一覧

■公立保育所・私立保育園

施設名		所在地	連絡先	定員(人)	乳児保育	3歳未満児保育	土曜一日保育
公立	裏館保育所	東裏館3-2-61	47-6566	180	満4か月から	○	—
	保内保育所	下保内487	38-8008	120		○	
	嵐南保育所	桜木町12-39	34-3213	130		○	
	鱈田保育所	西鱈田609-1	34-8234	120		○	
	須頃保育所	下須頃1086-1	32-5016	130		○	
	月岡保育所	月岡3-13-14	35-0990	120		○	
	塚野目保育所	塚野目2-11-32	32-4322	150		○	
	栄中央保育所	福島新田丁809-1	45-0005	160		○	
	千代が丘保育所	笹岡230-1	46-5560	120		○	
私立	本成寺保育園	西本成寺1-17-28	32-3791	130	満2か月から	○	○
	北陽保育園	直江町1-3-32	32-3580	90		○	○
	つくし保育園	西大崎2-27-66	38-5302	165		○	○
	ふじの木保育園	西潟2-1	38-3210	150		○	○
	第二つくし保育園	東大崎1-18-23	38-2803	90		○	○
	きらきら保育園	北新保2-1-15	31-1188	120		○	○
	ひまわり保育園	三竹2-2-4	34-2218	90		○	○
	にじいろ保育園	嘉坪川2-3-10	34-8230	120		○	○
	★おぎぼり保育園	荻堀853-1	46-2137	40		○	○
	なでしこ青空保育園	西四日町3-15-22	34-2505	80		○	○
	あいあい保育園	帯織北3	45-2885	100		○	○
	いいだ保育園	飯田2315-1	46-2150	50		○	○
	一ノ門わくわく保育園	一ノ門2-7-25	33-3373	90		○	○
	田島わくわく保育園	田島2-19-29	33-2042	90		○	○
★あらさわ保育園	荒沢1214-1	46-3142	40	○	○		

- \* 保育所(園)の集中受付日に申込書を提出できない場合は、子育て支援課(栄庁舎)、市民窓口課(三条庁舎)、栄・下田サービスセンター総合窓口のいずれかに提出してください。
- \* ★の施設については、きょうだい通っている方のみ受付となります。

■認定こども園 ※直接施設に申込みください。受付期間:10月2日(月)~ 27日(金)

施設名	所在地	連絡先	定員(人)	乳児保育	3歳未満児保育	土曜一日保育
聖公会聖母こども園	月岡2-11-4	33-2433	130	満4か月から	○	○
認定こども園 松葉幼稚園	本町2-1-56	32-2524	120	満6か月から	○	○
川通どれみこども園	尾崎955-2	45-2282	60	満2か月から	○	○
認定こども園 インマヌエル・ルーテル幼稚園	興野1-4-15	32-3651	55	—	1歳児から	○
認定こども園 Sanjo森のようちえん	上野原529-1	46-0804	35	—	2歳児から	○
石上どれみこども園*	石上1-11-45	33-2183	95	満2か月から	○	○
三条白百合幼稚園*	興野1-5-18	33-1359	65	—	1歳児から	○

- \* 石上どれみこども園、三条白百合幼稚園は、令和6年4月に認定こども園に移行予定です。

■地域型保育実施施設 ※3歳未満児のみ受け入れ ※直接施設に申込みください。受付期間:10月2日(月)~ 27日(金)

施設名	所在地	連絡先	定員(人)	乳児保育	3歳未満児保育	土曜一日保育
新潟県済生会三条病院 附属保育園たんぼぼ	大野畑6-86-12	31-3800	地域枠 30	満2か月から	○	○
済生会新潟県央基幹病院併 設なでしこぼかぼか保育園	上須頃5001番地地内	35-2131	地域枠 15	満2か月から	○	○
ハッピー第六保育園	東裏館3-1-66	64-7558	12	満5か月から	○	○
ハッピー第七保育園	高安寺1320	64-8307	12	満5か月から	○	○

- \* 済生会新潟県央基幹病院併設なでしこぼかぼか保育園は、令和6年4月に開設予定です。